

平成19年12月

## 建設経済委員会会議録

平成19年12月17日（月曜日）

午前10時00分から

午後2時10分まで

市役所 委員会室

### 出席委員（6名）

委員長 山本 誠 君 副委員長 後藤 幸夫 君  
大沢 秀教 君 岡 覚 君  
三浦 知里 君 小池 昭夫 君

\*\*\*\*\*

### 欠席委員（2名）

熊澤 宏信 君 ビ・アソキ アソニー 君

\*\*\*\*\*

### 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

統括主査 宮島 照美 君

\*\*\*\*\*

### 説明のため出席した者の職・氏名

都市整備部長	河村 敬治 君	経済環境部長	兼 松 幸男 君
水道部長	牧野 一夫 君	都市計画課長	奥村 照行 君
都市計画課主幹	高木 淳 君	建設課長	梅村 治男 君
維持管理課長	余語 延孝 君	建築課長	岡田 和明 君
農林商工課長	鈴木 英明 君	観光交流課長	中田 哲夫 君
環境課長	小川 正博 君	環境課主幹	稲垣 金利 君
交通防犯課長	山田 礎 君	水道課長	丹羽 忠明 君
下水道課長	城 佐重喜 君		

\*\*\*\*\*

### 付託議案

第60号議案 犬山市景観条例の制定について

第61号議案 市道路線の廃止について

第62号議案 市道路線の認定について

第67号議案 平成19年度犬山市一般会計補正予算（第3号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入

+

歳 出 2 款 総務費（1 項総務管理費）

6 款 商工費

7 款 土木費

第70号議案 平成19年度犬山市水道事業会計補正予算（第1号）

第75号議案 犬山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

第76号議案 平成19年度犬山市一般会計補正予算（第4号）

第1条の第1表 歳入歳出予算補正中

歳 出 5 款 農林業費（1 項農業費のうち6 目土地改良費）

6 款 商工費（2 項観光費のうち1 目観光交流総務費のうち28節繰出金）

7 款 土木費（4 項都市計画費のうち5 目公共下水道費）

第77号議案 平成19年度犬山市犬山城観光事業費特別会計補正予算（第2号）

第78号議案 平成19年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第1号）

第79号議案 平成19年度犬山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

第80号議案 平成19年度犬山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

第81号議案 平成19年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）

+

+

+

午前10時00分 開会

後藤副委員長 ただいまの出席委員は6名でございます。通告による欠席は熊澤委員、それからピアン委員であります。定足数に達しておりますので、直ちに建設経済委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件は、付託議案一覧表に記載のとおり、第60号議案 犬山市景観条例の制定について、第61号議案 市道路線の廃止について、第62号議案 市道路線の認定について、第67号議案 平成19年度犬山市一般会計補正予算（第3号）、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入、歳出 2款総務費（1項総務管理費）、6款商工費、7款土木費、第70号議案 平成19年度犬山市水道事業会計補正予算（第1号）、第75号議案 犬山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について、第76号議案 平成19年度犬山市一般会計補正予算（第4号）、第1条の第1表 歳入歳出予算補正中、歳入 建設経済委員会の所管に属する歳入、歳出 5款農林業費（1項農業費のうち6目土地改良費）、6款商工費（2項観光費のうち1目観光交流総務費のうち28節繰出金）、7款土木費（4項都市計画費のうち5目公共下水道費）、第77号議案 平成19年度犬山市犬山城観光事業費特別会計補正予算（第2号）、第78号議案 平成19年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第1号）、第79号議案 平成19年度犬山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）、第80号議案 平成19年度犬山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、第81号議案 平成19年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）でございます。

お諮りいたします。

付託議案の審査の方法につきましては、まず1議案ごとに当局の議案説明の後、その都度質疑を行い、全付託議案の質疑終了後、討論・採決を行いたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

後藤副委員長 異議なしと認め、1議案ごとに当局の議案説明、その後、質疑を行います。

最初に、第60号議案 犬山市景観条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

まず、歳入からお願いいたします。

岡田建築課長。

岡田建築課長（第60号議案説明）

後藤副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

三浦委員。

三浦委員 景観条例の第3条、市の責務で3番目、市は良好な景観の形成に必要な啓発等を通じて、市民意識の高揚及び知識の普及を図るよう努めなければならない。これ、具体的に啓発等を行われた部分、またこれから計画している部分をお聞かせください。

後藤副委員長 岡田建築課長。

岡田建築課長 市民意識の高揚ということで、今まで何をやったかということと、それからこれからどうするかというお話だと思いますけども、なかなか景観という概念自体、多方面に向かって行われるものだと思ってます。

まず一つの試みとしまして、住民の方に身近に景観を感じていただきたいということで、先般11月23日に行いましたけれども、シンポジウムを行ったり、その中で屋外広告物の除却活動員による取り組みをやっていただく中で景観を身近なものに感じていただきたいと思っておりますけれども、それから来年以降についても、当然、この景観計画、景観条例におきましても、それについてもPRはやっていこうと思いますけれども、例えば、景観賞みたいなものを設けて、身近な景観をそれぞれの人がアピールしていただくような取り組みも進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

後藤副委員長 三浦委員。

三浦委員 私も、この前、シンポジウムに参加させていただいたんですけど、そのときに、除却、除去、両方の言い方があるみたいですけど、指導員というか、そういう方は何グループで何名ぐらい登録されたのか。また、広報の、一応あのとき講習を受けてなったんですけど、今後なりたい人はまた講習を受けていくのか、どういう受け方をするのか。そして、なかなか、そういうシールとか、違法の物が張ってある地域はわかるんですけど、周辺になると、そういうものが少ないところとかあって、一度、どうやってやるかというか、キャンペーンというか、モデルじゃないけど、そういうことも必要じゃないかと思うんですけど、この辺はどうでしょうか。

もう1点、アダプトとかはそうなんですけど、保険で入ってるんですよね、アダプトとかは、これに関してはどうか。その点を。

後藤副委員長 岡田建築課長。

岡田建築課長 今のところ、約40団体、120名ぐらいの方で行っていただいております。

今後、私登録したいわとか、私やりたいわという方がおみえになっていまして、ある程度的人数が、そういった希望があれば、また開催は当然やっていきたいというふうに思っております。

活動について、なかなか具体的にわからないわという方もみえるんです。実際、何件かはもう取ってみえて、取りましたという報告いただいておりますし、町内会なんかで、まとまって清掃やるときに、この看板いいんだろうかという問い合わせも実はありまして、市の方が見せていただいているんですよとか、そういう判断をさせていただいたりしてございます。

加えまして、市の職員、これ全員除却員に登録させていただきまして、今回、年末強化月間ということで、パトロールをさせていただきました。各部から1人ずつ出ていただいて、職員も意識を高めるということで、そういう活動を続けていきたいというふうに思っております。

それからもう1点の、アダプトと同じような保険、これは総務課の方で一括で保険として加入しておりますので、安心して活動していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

後藤副委員長 ほかに質疑はございませんか。

大沢委員。

大沢委員 1点質疑させていただきます。

今回提出されました景観条例の、今後の円滑な運用に当たりましては、基本的に良好な景観形成のためのガイドラインと位置づけられています。犬山市景観計画というのがしっかりとあって、その上で円滑に運用されていくべきものというふうに思いますけれども、今回の提出の前にいただいた資料に、黒で消したような跡があるのが、大変気になるんですけども、こういう基本的な詰めを、ちょっと怠ったといいますか、ちょっと基本的なことになりますけども、しっかりとした計画のもとに進められるべきというふうに思いますが、こちらの景観計画の案、案ではありますが、その策定に当たっての段階的なことについて、多少問題があったのではないかなというふうに疑問を持ちますが、その辺についてお伺いしたいと思います。

後藤副委員長 岡田建築課長。

岡田建築課長 まず、今の計画、お手元のパンフレットを見ていただきますと案段階で記載しております。先ほど議案の中で、附則のところでご説明させていただきましたけれども、これからのスケジュールといたしましては、新しい条例で定められた審議会でもう一度ご審議をいただく、意見をいただく、その中で、この案をたたき台として出すんですけども、もう一度検討していただいて、最終的な景観計画にしていきたいというふうに考えております。

景観計画、今まで案の中でどうだという話があるんですけども、ご存じのように、去年、各地区での意見交換会、それから各団体と意見交換会、何回か繰り返してまいりました。その中で、全域に高さをというようなお話の中で、素案を提出させていただきます。全体、総論としては、皆さんいいことだよと言われるんだけど、中には、高さを規制されるのはどうかという方もお見えになり、これらを市としては、真剣な判断をした結果でして、今回、住民の方の熟度が高い、城下町地区、木曽川沿線地区についての高さについては、協議いたしましょうと。これから当然、先ほどの話もありました市の責務として、当然計画認定という中で話もありましたけども、この中で、徐々に熟度が高まったところからルール化していこうというふうに思ってます。

いろんな計画の作り方があると思うんですね。計画の作り方で、大変高いところに理想を持って、これに近づいていこうという計画の作り方もあるでしょうし、例えば努力すればできるぐらいの目標を持っておいて、徐々に上げていく、最後は理想に近づけるという方法もあると思うんですけども、景観計画の場合は、やっぱり絵にかいたもちではいけないと思っておりますので、ある程度、身近なところに目標設定して徐々にかためていく方がいいのかなというふうな考えを持っております。

当然、1回案ができたから、これで最後というわけじゃなくて、今申しましたように、高さの話だけじゃなくて、いろんな部分についても、そういったさらにさらにグレードアップしていくということが必要だと思いますし、先ほど言いましたように、それが逆に市の責務ではないかなというふうに考えております。

後藤副委員長 大沢委員。

大沢委員 わかりました。

もう1点、ちょっと違う観点で同じようなことをお聞きしますけども、景観計画に基づいて条例ができて、悪質なものには規制だとか、勧告の対象になるということは、ある程度個人の財産をこれからつくっていくのにも、ある程度の公共性を市民の方は意識なくちゃいけないということになりますので、景観計画をつくるのに段階、いろんな考え方があるというふうにはおっしゃったんですけども、やっぱりこういうパンフレットなんかができれば、市民の方はある程度、こういうものしか頭に入らないという、こういう一面的なところに目がいくと思いますので、それなりのビジョンというものを示して理解を得ていく必要があるというふうに思いますが、いま一度お伺いします。

後藤副委員長 岡田建築課長。

岡田建築課長 確かに、そのとおりです。ただ、一つだけお話をしてきますが、景観計画については、都市計画法のような厳密な策定手続が義務的にないものですから、財産権に対する制限には限界があるというふうに考えてます。特に、財産権に関する厳しい制限については、法自体の中でも強制力を持っていません。先ほど、勧告や公表がありますよという話もさせていただきましたが、それは形態意匠に関するものでございまして、高さについては、景観法で罰することができないというのが法の趣旨になっております。

逆に、住民熟度が高まって、物すごく高さの規制もしていきたいということになりますと、その地区の地区計画なり、都市計画による高度規制、高度計画というものをうっていくということが必要になってくるというふうに考えております。

申しわけありませんけども景観法については、そこまでの厳しい規制というのはかけられないのが法の趣旨というふうに考えております。

以上です。

後藤副委員長 ほかに質疑ございませんか。

岡委員。

岡委員 今の大沢委員の質疑と、本会議での小林議員の質疑を含めて、実は私も今の答弁を聞いていて、ちょっとわからない状況なんですけども、基本的な立場、前に、東京の狛江市のまちづくり条例を含めて、良好な住環境を自治体として追求していく上で、こうした条例が必要だと、今回、景観法ができたことを含めて、こういう条例をつくっていくということは非常に歓迎したいという立場なんですけども、それで今の、僕は高さ制限というのがある面では非常に基本的なことだから、これを景観計画に定めるということではなくて、本来は条例にすべきだというふうに思っていたんですけども、今の条例にするということが財産権との制限の兼ね合いで言うと、そこまでは制限できない、だから、いわゆる景観計画で定める。しかし、景観計画に定まっても、これは自分の土地にこれだけの高さの建物を建てたいんだって主張した場合には、それは条例違反にもならない形になるのかどうか。

だから、基本的にそういう一番の景観を保持していくという点でいえば、僕は本来であれば条例に定めなくてはいけないのではないかなという感じを受けながら、今の大沢委員や小林議員の本会議の質疑聞いていたんですけども、高さ制限が事務局側が準備してきた、またいろいろシンポジウムや何かやってきた、説明会でやってきた経緯からすると、なぜ、土壇場で外されたのかというのは、残るんですけども、それは今後の取り組みいかんで、再度決

め直すことができるんだと思ってるんですけども、本来、こういう一番基本的なところは、条例で定めないと、今後の行政や地権者への行政指導が不十分になっていかざるを得ないなと思ってるんですけども、今の財産権の制限を法を超えて、条例で定めることが困難なのか。私は、たしかほかの市町では条例で定めている事例があるんじゃないかなというふうに思ってるんですけども、その点、まずちょっと伺っておきたいんですけど。

後藤副委員長 岡田建築課長。

岡田建築課長 基本的に条例で定めているというところはないと思います。

ただ、いろんな個別法がありますので、それをまとめて高さを規制しているということはあると思います。

現行、犬山市におきましても、今回も高さをみえ消しで消してある部分についても、地区計画なり自然公園法なりで、既に景観計画以外の分野で規制がかかっているということはあるというふうに思ってます。

景観法の趣旨自体が先ほど申しましたように、高さまでは厳密な制限を加えておりませんので、今回の景観条例についても、それぞれに基づいておりますし、景観条例についても、景観計画を明確に利用していくという形になりますので、景観条例の中で、高さを規制するということは困難というふうに考えております。

先ほど申しましたように、景観計画は、やはりある程度高いところの計画をできるんですけども、景観条例は、その計画を運用するベースの部分というふうに考えていただいた方が今回の景観計画と景観条例の位置関係がわかりやすいのかなというふうに思います。

後藤副委員長 岡委員。

岡委員 地方分権という流れの中で、いわゆる地方自治体の議会が基本的なところについては、どんどん条例化しようということが進められてきている中で、僕はこれ具体的には、今回の条例ですと、さまざまなことは審議会が決めていく、景観計画にゆだねてしまうということで、議会側の権能がそこに及ばない、むしろ議会側の意見としてはこういう意見だということ、この審議会の委員には議会サイドも入ることは入れますけれども、条例を定めていくという過程の中で、私はむしろそうした議会側の意向というのは十分反映できるような仕組みをつくらないとまずかったんじゃないかなということは思っているんです。だから、そういう点で、例えばこの条例を決めていく過程の中で、議会の委員会として、例えば高さ制限についてはこういった考え方が望ましいというような附帯的な意見はなじむのかなじまないのかということ、これをちょっと聞かせてほしいんですが。

後藤副委員長 岡田建築課長。

岡田建築課長 これが答弁になるかどうか、ちょっとわからないんですけども、景観法の趣旨としまして、景観計画の策定について、住民からの提案ということで、行政計画に際し、変更を申し出ることが可能な計画であります。

仮にそういうところでそういう話が出れば、当然、次回の変更についてはそういうものに基づき行っていくというようなことになってくるというふうに思うんです。

後藤副委員長 岡委員。

岡委員 これ、ほかの委員さんとも休憩中に協議したいと思ってるんですけど、この建築物

の最高高さの制限が犬山城周辺地域では、栗栖地域であって、ほかのところを外されてきた経緯等々を考えると、私はこれ議会側としては、これは望ましいという意見を添えた形の方が、今回の景観条例には、むしろふさわしいんじゃないかなという思いを持ってまして、その辺、今の答弁踏まえて、より望まれる条例にしていくということであれば、条例には、直接このことについては出ていないもんですから、今後の取り組みの中でそうしたことが、今までの経過も含めて、そうしたことが望ましいというようなことを議会側の意見として、委員会の審議の中で休憩中にまた諮っていただいて、進められないかなというふうに思っています。

もう一つ、別途ちょっと聞きたいことがあるもんですから、それはまたちょっと休憩中に、正副委員長に取り回しをお願いしたいと思ってるんですけども、全然関係のない、第11条で、届け出を要する行為ということで、土石の採取及び鉱物の採掘で、これは今まで許認可は県にあった中で、市の方に今回、これだけは届け出なさいということなんですけども、届け出だけで、許認可ではないもんですから、何らかのこうした行為に対してのブレーキ役になるようなことはあるのか、それともただ単に届け出というものがあるということで、事務手続をわずらった程度だけで済むのか。市民からすれば、そういったことが届け出られたということを知承するような形がルール化されるのかどうか。私としては、田んぼの砂利採取等々について、市側は今までは地下水の保全という立場でしかやってこなかったんですけども、今後、景観条例に基づいて、何らかの規制にはならないですけども、それにつながるような、そういうプレッシャーと言っているのか、そういう何らかのブレーキ役になるようなことができるのかなということちょっと思ったんですが、この届け出ということの範囲の中で、どの程度そうしたことが、ブレーキ的な役割ができないのかなということをおっしゃるんですけども、その点はどう考えるのか。

後藤副委員長 岡田建築課長。

岡田建築課長 それらのものについては、相変わらず個別法による対応が優先されていきます。ですから、環境サイド、土砂の採取であれば、そちらのサイドには届け出が必要になってきます。加えてという話が、この景観法の中でおきまして、遮へいするにはどういう仕方がいいんだろうとか、あと、例えば、緑をふやすだとかについてどうしていくんだというようなことについて届け出をいただくという形になります。

届け出をいただいて、これも景観条例の中である程度、確認していく事項になってきますけども、それに伴って適合しないような場合については、先ほど申しました勧告なり、公表というような行為に及ぶことができるということでございます。

その行為自体を禁止するとか、ある程度規制するということはできません。行為に対する附帯するものについて届け出をいただくというようなことになってまいります。

後藤副委員長 河村都市整備部長。

河村都市整備部長 岡委員言われた高さの問題では、条例の中では、比較的前向きに努力ですけど、特に、京都でも鴨川の眺望について非常に議論がなされたことは、テレビのニュースでもやっておりますし、そういった住民議論が今後やはりどんどんやっていただいて、条例以外の、やはり高度地区の都市計画決定問題とか、あるいは地区計画とか、そういったこ

とで、やはり高さ制限については、そちらの方が、より制限がきつくなりますもので、本当にそこら辺のところをどうするかという、私の方では、景観をよくしたいというのはあるわけです。ですから、そういった高度地区なんかの都市計画決定後、やはり城下町の景観とか、あるいは丘陵地帯に対する、いわゆる眺望保全区域なんかでも、当然そういった高さ制限がありますので、というのがいわゆる先ほど言った資産価値との問題もありますので、やはりそういったことを今後どうしていくかというのは、やはり議論の中で住民の意見を聞きながら、こういう地区の設定だとか、あるいは地区計画をどうするかと、こういう話だと、法的な規制が当然入ってきますので、それはやはり住民の意見を十分聞きながらということになるというふうに思います。

ただ、全域を計画の中に入れるかどうかについては、今後やはり当然、審議会とか住民の方で議論していただきたいなと思います。

後藤副委員長 岡委員。

岡委員 届け出を要する行為については、そういうことだと、わかりましたが、高さ制限については、1点確認だけしておきたいんですけども、小林議員が本会議で質疑された経緯の中で、事務局案というか、原案を示して、地区別の説明会ですとか、シンポジウムをやった中で、これはだめだぞという意見は特になかったというふうに、そういう質疑があったというふうに思うんですけども、だからそういう点では、住民側から表立ったパブリックコメントも含めて、説明会やシンポジウムでは、高さ制限については、大体これでいいんじゃないかという、全体的な雰囲気というか、一定そうした合意形成というのがあったんじゃないかなというふうに、私も質疑を聞いていて思ったんですけども、その辺ちょっと確認で、その後、事務局側の方で、何らかの形の協議の中で、この と の高さ制限はとりあえず外して示しているというふうに理解をしてるんですけども、そういうふうでよろしいですか。

後藤副委員長 岡田建築課長。

岡田建築課長 それらの地区の住民意見交換会も昨年やっております。必ずしも100%、高さに関する制限を、100%オーケーだよということでは、やっぱりありません。地区によっては、やっぱり20%の方が何らかの、反対だよという方もおみえの地区もございます。そういうのも踏まえまして、市としては慎重な判断をさせていただいたというのが今回の結果というふうに考えております。

後藤副委員長 山本委員。

山本委員 今回、こういう計画が出されたということで、過去、例えばそれがもっと以前にあれば、具体的にこういう建物ができなかったんですよとか、こういう看板類はできなかったんですよという事例がもしあったら、そのあたりちょっとお話をいただきたいなというふうに思います。

それからあと、眺望に関するところなんですけれども、これは特定の対象物とありますけれども、これは犬山城を想定されてるのかなというふうに思います。それ以外、何か想定されているものがあれば、それもちょっとお聞きしたい。

それからあと、一定の視点場と書いてありますけれども、これ何をもってそういう場を決められていくのかどうか、協議なのか、どうなのかというあたりについてお話をいただきました。

い。

それから最後にもう1点ですけれども、これは第12条の屋外における土砂とか、再生資源等の、中間処理場みたいなところがあちこちにあると思うんですけれども、そういったところに対して、どういう形で、5メートル未満であるものとか、堆積期間が60日を超えないものというものを、具体的に適用除外として判断されていくのかどうか。

また、先ほど岡委員からお話がありました、そういうものに対しても規制はかけられるかどうか、それについてお示しをいただきたいと思います。

後藤副委員長 答弁を求めます。

岡田建築課長。

岡田建築課長 まず、今回の規制から外れていくもの、以前だったら建たなかったというような、当然、犬山市が平成5年から都市景観条例をつくったというきっかけはご存じのように、駅前ハイタウンの建築です。現実的には、村田機械の建物あれも実際は、最低でもあの看板だけはちょっと、あんな派手もんじゃなく、もうちょっと何とかならないかなという気がしています。

城下町地区でも、今回13メートルに抑えてる部分の中で、ほとんどの建物はできています。

それから、眺望計画に対してですけども、今想定しておりますのは、やっぱり犬山城がどうしても中心になりますが、犬山城から尾張富士の眺望、それから逆に、犬山城を見るという観点からいきますと、木曽川緑地グラウンドから犬山城を見る景観も当然でございます。

それからあと、こないだうちの話の中では、通過交通の方も内田地区から、通過交通しながら犬山城を見るというのもありますし、青塚古墳周辺から青塚古墳がしっかり見えるようにというのも一つの景観づくりとしてあります。ただ、これもこれから議論が深まる中で、この地区というのは、出てくると思いますし、当然、これ眺望景観やりますと、利害関係者の意見を聞きながら進めていきたいなと思っております。

これはやっぱり先ほども申しましたように、市民の皆さんがこの景観残したいなというようなスナップがあれば、例えば景観賞みたいな写真コンクールの中で、この景観は絶対残していきたいなということであれば、取り組みをしていくことになってくると思います。

それから最後ですが、土砂ということですか。

後藤副委員長 山本委員。

山本委員 主に再生資源というか、いろんな中間の処理場があるわけなんですけれども、そういうものの高さが5メートル未満のものだとか、堆積期間が60日を超えないものというものが、適用除外になってるといふふうに書いてあるんですけども、そういうものを具体的にどうやって判断されていくのか。

後藤副委員長 岡田建築課長。

岡田建築課長 これは、やはり届け出行為でございますので、本来でいきますと、いわゆる工事を行うものが届け出になってくると思います。ただ、周りの人から見て、ちょっとおかしいじゃないかというようなことで、それで景観法の第17条の規定で、こういう行為をやってしまったものについて、ある程度、規制することになりますので、住民からの通報などにより把握できてくると、こういうふうに考えております。

後藤副委員長 ほかに質疑はございませんか。

岡委員。

岡委員 質疑じゃなくて、さっきの意見聞いて、ちょっと休憩して協議をお願いしたいと思います。

後藤副委員長 暫時休憩いたします。

午前10時43分 休憩

再 開

午前10時54分 開議

後藤副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかに質疑はございませんか。

岡委員。

岡委員 この第60号議案の、質疑を終える前に、これを議決していく上で、事務局で、最初、原案については、全地域についての高さ制限の計画を持って、住民の説明やシンポジウムを開催してきた経緯がある中で、議会で条例を決めていく直前でこれを外した景観計画の案を示してきているわけですが、条例を決めていく過程の中では、やっぱり景観法に基づく景観条例という中でいえば、景観計画の中に、全地域にわたって高さ制限というか、建築物の最高高さを明記した景観計画をつくっていくべきだということの中で、附帯決議を、この第60号の議案を決める前に、委員会としての附帯決議として高さ制限を事務局の原案の高さ制限を復活すべきだという、そういう附帯決議案を委員会に提出したい。それについて委員会として、正式な結論を出していただいて。休憩中の議論は、やっぱり記録に残りませんので。

後藤副委員長 わかりました。岡委員から附帯決議案についてということで附帯決議が最終でございますので、次に移らせていただきます。

続いて、第61号議案 市道路線の廃止について、第62号議案の市道路線の認定について、関連がございますので、一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

余語維持管理課長。

余語維持管理課長 (第61号議案、第62号議案説明)

後藤副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

岡委員。

岡委員 質疑は2点なんですけど、認定の方で、庁舎建設に伴って、犬山406号線と犬山405号線、これは犬山406号線は歩行者・自転車のみということなのか、僕が勝手に想像しているだけです、犬山405号線は車道も含めて、要するに歩行者・自転車・車道、この辺をどう

いうふうに想定しているのか。最近、金沢市もそうですけど、自転車道というのは明確に歩道と車道と区分している例が多くなってるもんですから、その点含めてどんな計画なのかというのが1点。これ車が通らないよということであればいいんですけど。

それから、富士42号線から富士45号線なんですけれども、道路認定に伴って、どうしても街路灯がどういうふうに今まで行政指導していて、道路認定しちゃうと、一定の街路灯については、市がその後は市が責任を負っていく形になるもんですから、従来、こうしたミニ開発の場合は、最低開発者の方で、道路に伴って、カーブミラーであるとか、街路灯だとか、側溝の隅切りだとか、そういうようなことは、かなり指導が進んでいるところだけでも、住居が始まった後からまたここが暗いというと、市の方でやらざるを得ないから、だからね、開発事業者が一定、ポイントだけやってあれば、市道認定前にやってあれば開発事業者の方に振ることができるもんだから、その辺、どういう協議をしてきたかなと思って、その2点ちょっとお聞かせください。

後藤副委員長 答弁を求めます。

梅村建設課長。

梅村建設課長 それでは、最初、ご質疑がございました、犬山駅前からの市道犬山406号線と犬山405号線の関係ですが、まず、犬山406号線につきましては、こちらの道路は新庁舎への駅からのアクセスということで、プロムナード整備、幅員約3メートルでございまして、歩行者・自転車の専用道路としての整備を行っております。

405号線の方につきましては、新庁舎へのメインの進入路ということになりますので、こちらは歩行者の方も当然使用可能、車も進入できるような平面として整備をいたします。

以上でございます。

後藤副委員長 余語維持管理課長。

余語維持管理課長 2点目の、開発行為の街路灯の整備ですが、街路灯などは、たしかまだうちの方から要望しておりません。ですので、ついこの間もですが、要望が出まして、かなり負担がかかってきてますので、開発行為のときにそういうのを要件として入れなきゃいけないという話をしていたところでございます。

以上です。

後藤副委員長 岡委員。

岡委員 犬山406号線と、犬山405号線については、今、話が出ましたので、私もそうだろうと思ってましたから、それでいいんですけども、今後、道路をつくっていくときに、自転車は原則は歩道には入ることができないということが大原則ですので、車道ですとやっぱり非常に危険だということの中で、自転車、歩行者の方へ入るもんですから、犬山406号線も含めて、自転車の通行帯と歩行者の通行帯、犬山405号でいえば自転車と歩行者と車というふうにきちっとすみ分けするようなことを今後進めていってほしいというふうに思いますし、富士の方は、開発業者に要望してなかったんであれば、遅いかもしれんけども、どうやという話はしてみてもらいたいけれども、できなかつたら、今後やっぱり、これ暗いところですので、市道認定した以上は、市の責任でやっていかざるを得ないというふうに思いますので、いずれにしろ、そういう状況の中で、ちゃんとここに住んでもらう人の、安心・安全の確保

というのが市道認定する以上は、責任ということになりますので、その点の対応策、今後きちっとやっていくべきだと指摘して、終わります。

後藤副委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声起こる〕

後藤副委員長 質疑なしと認め、第61号議案、第62号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第67号議案 平成19年度犬山市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。当局の説明を求めます。

梅村建設課長。

梅村建設課長（第67号議案歳入説明）

後藤副委員長 余語維持管理課長。

余語維持管理課長（第67号議案歳入説明）

後藤副委員長 岡田建築課長。

岡田建築課長（第67号議案歳出説明）

後藤副委員長 山田交通防犯課長。

山田交通防犯課長（第67号議案歳出説明）

後藤副委員長 中田観光交流課長。

中田観光交流課長（第67号議案歳出説明）

後藤副委員長 余語維持管理課長。

余語維持管理課長（第67号議案歳出説明）

後藤副委員長 梅村建設課長。

梅村建設課長（第67号議案歳出説明）

後藤副委員長 岡田建築課長。

岡田建築課長（第67号議案歳出説明）

後藤副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

岡委員。

岡委員 1点は、10ページのコミュニティバス運行負担金ですが、この補正によって当該年度の歳出の予算総額と、それからいわゆるバス代の200円の歳入の見込み、差し引きして、犬山市としての年度の負担総額の見込みをちょっとお伺いしたいと思います。

それから、13ページの富岡荒井線の改良工事大変結構なんですけども、場所がわかりませんので、見せてもらえるとうれしいなと。これに伴って新たに枝道と、こういうふうに改修できるようなところがあるのか、ないのかということもちょっと知りたいので、以上2点お伺いします。

後藤副委員長 答弁を求めます。

山田交通防犯課長。

山田交通防犯課長 コミュニティバスの予算ですけども、1,700万円ほどの、費用などを差し引きしまして、運賃収入を引いて約1,700万円ぐらいです。それに、今回の64万5,000円が

+

プラスされるということでございます。バス代の収入見込みが、3日間運行日がふえます。大体1日当たり145人ぐらいの利用者がございますから、1日当たりの利用料2万9,000円掛ける3で8万7,000円ぐらいの収入がありますので、64万5,000円から8万7,000円引いた額ですね、この額が歳出増ということです。55万8,000円の、最終的に市の負担額の増になるということです。最終的な金額は済みません、この後出しますので、申しわけありません。後藤副委員長 梅村建設課長。

梅村建設課長 今回、富岡荒井線、2カ所、道路の改良工事を行います。1カ所につきましては、県道善師野西北野線、斉藤造園がありますところから、ほ場整備の地内を107メートルの改良と、それから薬師川を越します南側でございますが、山崎の方に向けての区間で延長160メートルの整備を当初予定しております。後ほど資料の方をお配りさせていただきたいと思います。

後藤副委員長 岡委員。

岡委員 コミュニティバスの方ですけど、本来交通便ということに基づいて行政が進めていくということの中でいうと、無料が原則ではないかという意見もあります。それともう一つは、バス代というよりも、公共料金ですから、こういうのを決めるのは条例で決めるのが当然だという意見もありますが、今回、補正ですからそういう議論、答弁までではございませんけれども、後で、とにかく年度内の予算はどうなのか、歳入はどうなのか、歳出はどうなのか、それだけ資料で。差し引きすれば、僕でも計算できますので、歳入が補正を含めてどうなのか、歳入見込みがどうなのか、歳出見込みはどうなのかというのだけ、数字的にちょっとください。それだけで、後でいいです。

それから、これ富岡荒井線わかりましたけども、これがもっと北の方のところでは地権者のなかなか合意が得られない状況の部分についてどうするのかということと、それから当該年度だけ、ここだけ工事やっても、要するに新たに通行できる区間というのではないわけですよ。これこの工事やるだけということなもので、少しでも、その通行ができるようなことを重点的にして、枝道との、入り込んででも通行できるようなところをふやしていかないと、地域からすると、非常に期待を寄せてるだけに、進んでるなという感じが受けられないものですから、その点の考え方はどうなのか、ちょっと答弁いただきたいなと思います。

後藤副委員長 答弁を求めます。

梅村建設課長。

梅村建設課長 まず、楽田郷西地内のご質問にお答えさせていただきますが、今回、高齢者活動センターまでの間に、3筆ほどずっと交渉ができなかった土地がございまして、そのうちの2筆につきましては、契約がもう完了いたしまして、残る1筆に今なっております。こちらについても、今いろんな条件がございまして、そちらをいろいろお話をしながら、交渉しておりますのでご理解をお願いしたいと思います。

それから、やっぱり道路につきましては、ある程度供用開始ができるような状況にしていかなければいけないというのは、重々承知しております。ですが、現在、とにかく用地買収が済んだところから、少しでも道路改良を進めていきたいということで工事を今行っているところでございます。特に、薬師川の方がネックになっておりますもんですから、またこれ

は新年度予算の方でご提案を申し上げますが、薬師川にかかる橋の方、新橋ですが、そちらを整備をしていけば、かなり効果があらわれてくるのではないかなというふうに思っておりますので、ご理解をお願いします。

以上でございます。

後藤副委員長 ほかに質疑はございませんか。

山本委員。

山本委員 総務費で、先ほど1億円ですか、庁舎建設基金の方の繰り入れがあるということで、年度末までにどういったスケジュールで、どういうことがこれから行われていくのかがわかたらお示しいただきたいなと思います。

後藤副委員長 岡田建築課長。

岡田建築課長 年度末にどのような計画かということですが、まずは用地関係につきましては、南側の駐車場のところ、用地を今鋭意交渉中で、今大変微妙な段階で、今回、基金に1億円積み立てる補正予算を計上してありますので、その分も対応させていただきたいと考えております。これらについては、今年度中に決着をつけたいというふうに思います。

それからもう1点、手続はということですが、建築確認があります。議会でもご答弁させていただいておりますが、今非常に構造認定が難しくなってきました。既に、免震構造に関する認定については、民間の機関に既に提出してございます。これについては年内中にはおりてくるのではないかと、大臣認定がおりるのではないかとという想定で今進んでおります。

それに加えて建築確認申請の方は、これもあわせてやっていく必要がありますので、これについては2月末から3月上旬のうちに、県の方へ申請を出したいと思っております。県に出しますと、確認に対する手数料が安く民間の方が倍くらい取られるため、県の方に出すように、県の担当者とも事前協議を進めている段階です。出したときにはスムーズにいくようにということで、今調整をしております。年内の動きとしては、そんな動きになるのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

後藤副委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声起る〕

後藤副委員長 質疑なしと認め、第67号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第70号議案 平成19年度犬山市水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

丹羽水道課長（第70号議案説明）

後藤副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起る〕

後藤副委員長 質疑なしと認め、第70号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第75号議案 犬山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正につ

いてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

丹羽水道課長（第75号議案説明）

後藤副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

後藤副委員長 質疑なしと認め、第75号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第76号議案 平成19年度犬山市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

城下水道課長。

城下水道課長（第76号議案説明）

後藤副委員長 中田観光交流課長。

中田観光交流課長（第76号議案説明）

後藤副委員長 城下水道課長。

城下水道課長（第76号議案説明）

後藤副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

後藤副委員長 質疑なしと認め、第76号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第77号議案 平成19年度犬山市犬山城観光事業費特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

中田観光交流課長。

中田観光交流課長（第77号議案説明）

後藤副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

後藤副委員長 質疑なしと認め、第77号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第78号議案 平成19年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

中田観光交流課長。

中田観光交流課長（第78号議案説明）

後藤副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

+

+

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

後藤副委員長 質疑なしと認め、第78号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第79号議案 平成19年度犬山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

城下水道課長。

城下水道課長（第79号議案説明）

後藤副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

後藤副委員長 質疑なしと認め、第79号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第80号議案 平成19年度犬山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

城下水道課長。

城下水道課長（第80号議案説明）

後藤副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

後藤副委員長 質疑なしと認め、第80号議案に対する質疑を終わります。

続いて、第81号議案 平成19年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。

丹羽水道課長。

丹羽水道課長（第81号議案説明）

後藤副委員長 説明は終わりました。

続いて、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

後藤副委員長 質疑なしと認め、第81号議案に対する質疑を終わります。

これをもって、全議案に対する質疑を終結いたします。

暫時休憩します。

午前11時45分 休憩

再 開  
午後 1 時 00 分 開議

後藤副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」の声起こる〕

後藤副委員長 討論を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

後藤副委員長 ご異議なしと認め、討論を省略いたします。

続いて、採決を行います。

最初に、第60号議案 犬山市景観条例の制定についての採決を行います。

本案は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

後藤副委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第60号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 01 分 休憩

+

+

再 開  
午後 1 時 02 分 開議

後藤副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

第60号議案 犬山市景観条例の制定についてに対し、岡委員から附帯決議案が提出をされました。

岡委員から附帯決議案の趣旨説明を求めます。

岡委員 文書にて提出させていただきました。

提案理由は、犬山市景観条例の制定と、その中で、条例の制定を目指している中で、犬山市の景観計画という案を示して住民説明会やシンポジウムが開催されてきました。犬山市の景観計画は景観法に基づいて良好な景観を保持したい、さらによりよい住環境を求めていくという、こういう立場があったかと思えます。であるならば、当然、一定の合意できる規制は重要だということになってくると思えます。

現に、犬山城周辺地域については、かなり厳しい高さ制限等も表記され、これらが住民に説明がされてきたわけであります。

今回の住民説明会やシンポジウムのときには事務局案として提示されていた高さ制限について、私どもの知る限りでは、おおむね受け入れていくという、こうした意向だったと思えますから、当然この条例の趣旨からすれば、そうした一定の規制について合意を得ていくということが重要だというふうに思っていますから、そういう点では、事務局案が示した、こ

の案というのは、おおむね妥当な数字ではないかというふうに思っていますし、附帯決議としては、やはり議会側が丸投げしてしまうのではなくて、景観審議会の方にこうした今までの経緯や議会の意向も受けとめて、高さ制限のない地域については、議会の意向も指し示していくことが重要だということで、第60号議案、委員会では可決すべきものと決したわけですけれども、それに加えた附帯決議ということで、私は必要だというふうに思っていますので、提出させていただきました。

委員各位におきましては、ぜひご賛同いただきますようお願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

後藤副委員長 附帯決議案について、質疑を行います。

ご発言を求めます。

〔「なし」の声起こる〕

後藤副委員長 質疑なしと認め、第60号議案の附帯決議案についての質疑を終わります。

これより採決いたします。

本案、第60号議案 犬山市景観条例の制定についてに対し、お手元に配付の附帯決議を附すことに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

後藤副委員長 挙手少数と認め、本案、第60号議案 犬山市景観条例の制定についてのお手元に配付した附帯決議を付すことは否決されました。

次に、第61号議案 市道路線の廃止についての採決を行います。

本件は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

後藤副委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第61号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第62号議案 市道路線の認定についての採決を行います。

本件は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

後藤副委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第62号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第67号議案 平成19年度犬山市一般会計補正予算（第3号）の採決を行います。

本件は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

後藤副委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第67号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第70号議案 平成19年度犬山市水道事業会計補正予算（第1号）の採決を行います。

本件は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

後藤副委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第70号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第75号議案 犬山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての採決を行います。

本件は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

後藤副委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第75号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第76号議案 平成19年度犬山市一般会計補正予算（第4号）の採決を行います。

本件は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

後藤副委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第76号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第77号議案 平成19年度犬山市犬山城観光事業費特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本件は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

後藤副委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第77号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第78号議案 平成19年度犬山市木曾川うかい事業費特別会計補正予算（第1号）の採決を行います。

本件は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

後藤副委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第78号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第79号議案 平成19年度犬山市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

本件は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

後藤副委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第79号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第80号議案 平成19年度犬山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本件は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

後藤副委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第80号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、第81号議案 平成19年度犬山市水道事業会計補正予算（第2号）の採決を行います。

本件は原案のとおり、これを可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声起こる〕

後藤副委員長 ご異議なしと認めます。

よって、第81号議案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

後藤副委員長 以上で本委員会に付託されました案件はすべて議了いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後 1 時11分 休憩

再 開

午後 1 時46分 開議

後藤副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました請願は 1 件であります。

請願第 8 号 コミュニティバスの拡充を求める請願書を議題といたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時46分 休憩

再 開

午後 1 時49分 開議

後藤副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

紹介議員の趣旨説明をお願いいたします。

岡委員。

岡委員 コミュニティバスの拡充を求める請願書、請願第 8 号ですが、本会議で文書を読み上げて説明をいたしましたので、文書については省略させていただいて、趣旨を説明させていただきます。

市内全域バスの実現を求める会を結成する前に、ぜひこういう問題は重要ではないかということで、あの当時の全議員に、ぜひこういう会をつくりましょうよということで、呼びかけられてつくられた会だというふうに私は承知しています。

それから、今回の請願に当たっても、ぜひ全議員に紹介議員になってほしいという依頼がありまして、私も紹介議員を引き受けたんですけど、残念ながら、私と水野議員だけになってしまったんですが、基本としては、かなり多くの議員の中に、これは受けとめないかなという気持ちがあるなということも感じてきています。

それで、今、当局側の説明等々もありましたけども、一つは、僕はどういうまちをつくっていくかという、まちづくり、よくゴールイメージも含めてですけども、どういうまちをつくっていくのかということで、この問題を考えないといけないんじゃないかなというのが一つです。だから、いつまでも元気で年寄りも文化もスポーツもやれて、いろんな友達にも会えて、公共施設にも行けて、病院にも行けてという、元気なまちをつくっていく上では欠

かせないコミュニティバスだなというのが一つです。

それからもう一つは、公共交通機関というか、公の仕事だということであると、犬山市の予算が余りにも低過ぎる。これさっき確認しましたら、年間で1,782万3,000円だそうです。差し引きしてね、あおい交通にかかっているのは。あと、バス停つくったり何か、そういう広告も入れてね。これ市民1人に直すと250円以下、245円ぐらいね。便利なバスほど利用者があるというのも、これも全部各市の共通の例ですので、やっぱり便利なバスにしていけば、利用はふえる。今まで、月・水・金と出かけてたのに、月・水・木じゃ何ともならんとか、月曜日が旗日だったら、やめだとか何とかっていう中で、一定の改善が図られるということは、この12月までで国の補助がなくなって、1月からは、単市で運行するんだけど、それでも一定の改善を図るということは、前向きにバスは走ってるということは、感じるんだな。んだけど、今のまちづくりのそういう視点から考えれば、余りにも遅々として進んでいかないという中で、こういう請願をいただいたということであれば、これ毎日運行を初めとして、拡充をとということだから、一つでも、二つでも要望にこたえていかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに思っています。

これ、そういう点では、この請願、審議前に継続でどうだっていう意見もありましたけども、やっぱりこの願いを受けとめてもらうということは、真摯に受けとめてもらって、どういうまちにしていくかというのは、やっぱり僕は大事なことだというふうに思ってます、ぜひこれ採択して、願いにこたえて、少しでも改善を図っていくということは、毎日運行を初め、拡充をとということですから、どんな項目でも、例えば、さっき言った、僕もあれしたんですけども、買い物してきて座れない、せめて荷物だけでもフックにかけれんかという、こんなのね、絶対やらないかなと思ってね。せめてそれだけでもやれよという思いを込めて拡充をと、毎日運行がやっぱり今の中では軸だなと、僕も乗ろうと思って、バス停行って、きょうは運行してないんだという日があったりして、やっぱりいかなんかということも思っているんですけども、これことしの1月から7路線に広がったんだけど、来年の1月から一定の改善ということであると、これ予算を確保してと書いてあるもんですから、新年度対応ということなので、新年度の4月もしくは10月、もしくはおくれて1月という視点も含めて、拡充を目指すということをやったり、これはいろんな請願が来ますけど、僕一番胸痛めてるのは、そういう市民の願いにちゃんとこたえるかどうかということが僕ら議員というのは、本当に受けとめなくちゃいけないなということも思ってるもんですから、ぜひこれは僕は全議員にご賛同いただいて、採択してほしいという思いを込めて説明とさせていただきます。

後藤副委員長 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

ご発言を求めます。

小池委員。

小池委員 公共交通網がなぜ撤退したかということをお考えになられたことがありますか。

名古屋鉄道電車、名古屋鉄道バスが乗車率が悪くて赤字経営だと、その補てんが犬山市もやっていた経緯がありまして、それであってもなおかつ乗車率が悪いからバス路線がすべて廃

止されていったという、ということは、今市民1人当たり250円何がしとおっしゃりましたが、乗車率の、乗車しとる人当たりで換算したらすごい金額ですよ。それを考えたら、やはり税金はそこまで投入されておるといふことで、今の現行を理解して、拡充はもう少し様子を見て、乗車率がふえることを願うといふことが大事なことだと、僕はそう思いますが、その点についてご意見を伺いたいと思います。

後藤副委員長 岡委員。

岡委員 名古屋鉄道は利潤追求の企業です。このコミュニティバスは、公共交通機関として、市民の足の確保を図るといふことになっていきますから、これは憲法のさまざまな条文からいふように、国民には交通権があるといふのが常識になってきている。ですから、本来無料にすべきだといふのが、この分野での見解です。ですから、そういう点で、これにどれだけ税金を投入するかという立場で、住民の足の確保を図りたいといふのが趣旨の中にあると思いますから、ですから、そうやって便利な公共交通機関にしていけば、利用者がふえるし、自治体としての、要するに費用対効果も生まれてくる。だから、利用者は市民文化会館にしる、フロイデにしる、毎年赤字ですよ。そら、公共施設ですから、あって当たり前といふことで、バスもあって当たり前、公共交通機関として、公の事業として運営をしていくといふことで、名古屋鉄道は利潤追求型ですから、利潤追求で採算が合わなければ切っていくよと。便利にすれば、必ず費用対効果で利用者がふえるといふのが、これは法則になってきますから、そういう面では、名古屋鉄道と比べてはいけないんじゃないかと。

ここに書いてあるように、企業として運営するんじゃない。だから、一番の基本は住民の足の確保を図るといふのが基本ですから。

後藤副委員長 三浦委員。

三浦委員 毎日あった方がいいなといふのは、だれでもわかるんですけど、これ今の状態で1,782万円ということですけど、毎日運行になるとどれぐらいの試算になるんでしょうか。それと、これ実現を求める会は、1乗車につき幾らぐらい、料金設定で考えてみえるのか、両方合わせてお聞きしたいんですが。

後藤副委員長 岡委員。

岡委員 最初の方からいいますと、市内全域バスの実現を求める会では、私たちのまちにも100円バスを動かしたいといふのが一番最初の合い言葉でして、当時の100円といふのを想定して、100円だったら何回でも乗り継ぎ券なんて面倒くさいことやらずに、いいのではないかといふのが、会の中ではスタートしてきました。しかし、乗り継ぎ、200円になってからね、日進市や小牧市でやってるような乗り継ぎ券という方法も次善の策としては考えた方がいいのではないかといふことですね。

それから、毎日運行にしたらどれぐらいの費用がかかるかということですが、単純に考えても今の3分の7倍、2倍ちょっとになるだろうと。いふのは、ロスが少なくなる。今は、2台のバスでもって全域やってますので。ただ、同じ回数ですから、今、市内全域バスといふのは、せめて1日7便ぐらい欲しいねと。今、現行で4便ですから。ですから、それを掛けて加えると4倍ぐらいの予算が必要になるだろう。4倍ぐらいの予算で、今度歳入が、今の利用者のベースではないだろうといふふうに踏んでますから、それでもやってるところの

市民1人当たり、だから4倍になったとして1,000円。市民1人当たり。けども、利用者がふえれば、それだけ乗車賃が上がってきますので、市の出し分は1,000円は必ず切れるだろう。だから、市民1人当たりでいうと1,000円ぐらいはやらないと、便利になったなというふうには実感できないんじゃないかなと思います。今のまま毎日運行だけだと、1日4便ですから、せめて7便か8便ぐらいにして毎日運行すればね。

バス1台、僕らの超概算でバス1台1,000万円としたもんですからね。7路線で1台ずつなら間違いなく毎日運行ができるもんですから、まあそこまでやらなくても、組み合わせればできると思いますし、名鉄電車は全部が市民病院と打ち合わせて通っているんですよ。けども、楽田見てみると物すごい利用が少ないでしょ。楽田駅を中心として、楽田駅に帰ってくるようにすれば、楽田からの人は何もこの市役所まで来なくていいんですよ。だから、今も1台とか、2台なもんだから、栗栖とあれしたり、坂下の方とやってるから、こっちまで来ないかん。だから、物すごい、バス路線でいうと羽黒の南部からあっちの方は、効率的じゃない。だから、楽田で1台だとか、羽黒で1台だとかってやれば、それで、犬山で2台でやれば有効。そういうことも視野に入れると、せいぜい3倍から、実際の持ち出しとして、今250円だから、800円ぐらいやれば、路線も便数も毎日運行もできます。

後藤副委員長 ほかに発言は。

山本委員。

山本委員 どうやって、便をふやすというプロセスの中で、やっぱりさっきもお話したように、最初にどういう人が乗っていただけるかどうかということを中心にきちんと検証していかないと、私はやっぱりいけないんじゃないかと。それをやって、初めて、じゃあ、毎日運行だから、時間帯、こんな時間帯でこの便ふやした方がいいですよとか、ここの病院は何時からやって、何時に終わるから、先生の往診時間はこれだから、この時間帯に設けなければならないとか、そういうきめ細かな検証を具体的に進めて、その中で決めていかないと、なかなか私は、ただやればいいというものでもないと思うし、先ほど岡委員からお話があった、楽田地区はこうやって回したらいいというのを、それもすごい意見だと思うんですよ。そういうものを全部すり合わせて、きちんとつくっていかないと、私はただ単にやればいいということではないもんで、少し、私は時間いただきたいなと。そのあたりを勉強する場というか、当局側と打ち合わせする、協議するそういう時間が私は必要じゃないかなと、そういうふうに思ってます。

後藤副委員長 岡委員。

岡委員 今の意見は、至極当たり前だと思います。絶対に検証した上で組み立てていくということが大事なんですけども、ただ、検証する場合も、もっと拡充すべきだという立場に立って、全国のいろんな事例も紹介して、もっとそういう毎日運行を軸に拡充を図っていくべきじゃないかという立場で、今の検討委員会の方にそういう検証もゆだねて、それで進んでいこうというのが、私はこの請願の趣旨だと思うんですよ。だから、何もこれ、直ちに4月からやってくれということじゃないわけですから、必要な予算を確保して、そういう拡充を目指していってくれということですから、ぜひそういう思いも込めて。

後藤副委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声起こる〕

後藤副委員長 質疑なしと認め、請願第8号に対する質疑を終わります。  
暫時休憩いたします。

午後2時04分 休憩

再 開

午後2時05分 開議

後藤副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

どのように取り計らうかということで、継続という声がありました。  
継続といたします。引き続き調査研究をやるというようなことで、継続といたします。  
請願第8号につきましては、継続ということにします。  
暫時休憩いたします。

午後2時06分 休憩

再 開

午後2時08分 開議

後藤副委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

9月定例会におきまして、継続調査といたしました陳情第7号 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める陳情書を議題といたします。

どのように取り計らいますか。

ご発言を求めます。

小池委員。

小池委員 当局の説明を求めるほどでもない。これ中身を見れば、本当に助長する被害防止をする、防ぐためにも、これは意見書を採択していかないかんとしますので、ぜひ国の方へ意見書を出すような方向でお願いしたいと思いますが。

後藤副委員長 岡委員。

岡委員 やはり今の被害状況を含めて、こういう社会のあり方も含めて、制度として被害を防止するということが必要になってると思いますので、陳情ではありますけれども、委員会で採択をして、意見書を国に提出していくべきだというふうに思います。

後藤副委員長 ほかにありませんね。

〔「なし」の声起こる〕

後藤副委員長 陳情第7号につきましては、採択ということによろしいですか。

〔「異議なし」の声起こる〕

+

後藤副委員長 それでは、陳情第7号につきましては、採択ということにいたします。

以上で本委員会に付託されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって委員会を閉じます。お疲れさまでございました。

午後2時10分 閉会

本委員会の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

+

建設経済副委員長

+

+

## 本委員会に付託（送付）された事件及び審議結果

議案番号	件名	付託(送付)年月日	審議結果	審査年月日
第60号議案	犬山市景観条例の制定について	平19.12.14	原案可決 (全員一致)	平19.12.17
第61号議案	市道路線の廃止について	"	原案可決 (全員一致)	"
第62号議案	市道路線の認定について	"	原案可決 (全員一致)	"
第67号議案	平成19年度犬山市一般会計補正予算 (第3号)	"	原案可決 (全員一致)	"
第70号議案	平成19年度犬山市水道事業会計補正 予算(第1号)	"	原案可決 (全員一致)	"
第75号議案	犬山市企業職員の給与の種類及び基 準に関する条例の一部改正について	"	原案可決 (全員一致)	"
第76号議案	平成19年度犬山市一般会計補正予算 (第4号)	"	原案可決 (全員一致)	"
第77号議案	平成19年度犬山市犬山城観光事業費 特別会計補正予算(第2号)	"	原案可決 (全員一致)	"
第78号議案	平成19年度犬山市木曾川うかい事業 費特別会計補正予算(第1号)	"	原案可決 (全員一致)	"
第79号議案	平成19年度犬山市公共下水道事業特 別会計補正予算(第3号)	"	原案可決 (全員一致)	"
第80号議案	平成19年度犬山市農業集落排水事業 特別会計補正予算(第2号)	"	原案可決 (全員一致)	"
第81号議案	平成19年度犬山市水道事業会計補正 予算(第2号)	"	原案可決 (全員一致)	"
平19請願第8号	コミュニティバスの拡充を求める請 願書	"	継続審査 (全員一致)	"
平19陳情第7号	悪質商法を助長するクレジットの被 害を防止するため、割賦販売法の抜 本的改正を求める意見書を政府等に 提出することを求める陳情書	平19.9.14	採 択 (全員一致)	"

+

+

+

+

+